

こうふ開府500年記念事業実行委員会規約の一部改正について（案）

1 改正理由

こうふ開府500年記念事業実行委員会の主催する事業において、2019年の開府500年当年を経過したことに伴い、今後、事業規模が縮小されることから、当実行委員会の附属組織である「こうふ開府500年記念事業実行委員会専門部会」を廃止するため、当部会に係る規約を一部改正する。

2 改正事項の概要

- (1) 第16条を削除し、第17条中「、常任委員会及び専門部会」を「及び常任委員会」に、「企画部」を「市長直轄組織」に改め、同条を第16条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。
- (2) 附則「この規約は、令和2年4月1日から施行する。」を加える。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。